

東大研外発第 40 号
平成 23 年 11 月 18 日

各 部 局 長 殿

研 究 担 当 理 事

研究助成財団等から教職員個人に対して行われる研究助成金の寄附の
適切な取扱いについて（通知）

先般、本学において会計検査院による「平成 22 年度決算会計実地検査」が行われ、研究助成財団等から教職員個人に対する研究助成金の取扱いについて、一部の教員において大学に対する寄附手続きがされておらず、個人経理されていたことについて不当事項の指摘を受けました。

本学では、教員等個人あて助成金の大学への適正な受入について、「東京大学寄附取扱規則」（平成 16 年 9 月 30 日付東大規則第 234 号。以下「取扱規則」という。）及び「東京大学寄附取扱規則の取扱いについて」（平成 16 年 9 月 30 日付東大研研発第 95 号。以下「取扱通知」という。）の学内周知を行い、新任教職員研修においても説明するなど、度々周知を図ってきたところではありますが、この規則に反して、適正に手続きが行われず不当と認められるとの指摘を受けたことは、誠に遺憾であります。

今後、各部局におかれましては、改めて関係する全ての教職員に対して「取扱規則」及び「取扱通知」について周知するとともに、規則等に定める事項の遵守について、遺漏のないようお取り計らい願います。

また、会計検査院の指摘を踏まえ、教職員に対して注意喚起を促す資料として別添 1「助成財団等から研究者個人に対して行われる研究助成金の大学への寄附手続きについて」を作成しましたので、貴部局の教職員に配布及び新規採用の際には手交頂きますようお願いいたします。

さらに、研究助成金の適切な取扱いについて埋もれがちな周知情報としないため、「啓発ポスター」の作成等ルールへの遵守する創意工夫をお願いします。

（別添 2「助成金の大学への寄附啓発」ポスターの作成要領を参照ください。）

添付の資料等は下記便利帳アドレスでございますので、こちらをご確認ください。

<http://www.ut-portal.u-tokyo.ac.jp/wiki/index.php/企・研究助成財団等から教職員個人に対して行われる研究助成金の寄附手続きの遵守について>

本件問い合わせ先
本部外部資金課企画チーム
（内）22351
g-kikaku@adm.u-tokyo.ac.jp